

## 令和元年度過疎問題懇談会開催要領

### 第1 目的

過疎地域が、著しい人口減少と高齢化の進展など様々な問題に直面する一方、国民全体の安心・安全な生活を支える公益的機能を有していることを踏まえ、過疎地域の課題の解決に向け、時代に対応した実効性ある過疎対策のあり方等について、学識経験者等の意見交換を行う場として、過疎問題懇談会を開催する。

### 第2 構成

- (1) 懇談会の構成員は、大臣官房地域力創造審議官があらかじめ指名する。
- (2) 懇談会に、幹事を置く。幹事は別紙のとおりとする。

### 第3 運営

- (1) 懇談会に座長を置き、大臣官房地域力創造審議官があらかじめ指名する。
- (2) 座長は、懇談会を招集し、主催する。
- (3) 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- (4) 座長が必要があると認めるときは、必要な者に懇談会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (5) 座長が必要があると認めるときは、構成員による現地調査を実施することができる。
- (6) 懇談会の会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。  
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。

### 第4 議題

懇談会は、これまでの過疎対策の成果や過疎地域の現状を踏まえ、今後の過疎地域振興方策全般について意見交換等を行うものとする。

### 第5 その他

- (1) 総務省自治行政局過疎対策室に事務局を置く。
- (2) この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

## 過疎問題懇談会幹事

総務省自治行政局地域政策課長

総務省自治行政局地域自立応援課長

総務省自治行政局人材力活性化・連携交流室長

総務省自治行政局地域振興室長

総務省自治財政局財務調査課長

総務省情報流通行政局地域通信振興課長

農林水産省農村振興局農村政策部地域振興課長

国土交通省国土政策局地方振興課長

総務省自治行政局過疎対策室長